証券コード 5287

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時
2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所
大阪市北区豊崎三丁目9番1号
ホテルビナリオ梅田 本館2階
「太陽の間」

報告事項

第72期(自2020年4月1日
至2021年3月31日)事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　案　剰余金の処分の件

株式会社イトーヨーギョー

証券コード5287
2021年６月11日

株　主　各　位

(本店)神戸市中央区中山手通五丁目１番３号
(本社)大阪市北区中津六丁目３番１４号
株式会社イトーヨーギョー
代表取締役社長　　畑　中　　浩

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年６月29日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルビナリオ梅田　本館２階「太陽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項　第72期（自2020年４月１日　至2021年３月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　剰余金の処分の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第１６条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://itoyogyo.co.jp/ir/investors/) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、運営スタッフはマスクを着用させていただくなど、必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（https://itoyogyo.co.jp/ir/investors/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　案　　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円　　総額 32,340,970円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び感染拡大により困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業年度におけるわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、社会経済活動が著しく停滞し、国内外の経済に大きな影響を及ぼしました。当社におきましても、顧客、取引先及び従業員の安全を第一に、政府や都道府県の緊急事態宣言等に対応してまいりました。具体的には、従業員の在宅勤務・時差出勤制度への対応、通勤・移動手段の選択、全事業所における感染予防品の配付及び予防対策の徹底、在宅勤務を前提とした業務体制への環境配備、取引先への訪問自粛等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みを実施してまいりました。

このような状況の中で、当社では当事業年度においては「原点は、小さくて強い会社。」という創業70周年を迎えることへの原点に立ち返った社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進してまいりました。

コンクリート関連事業の製商品に関しましては、当社主力製品である「ライン導水ブロック」の独自性・優位性が評価され続けておりますが、「ライン導水ブロック」シリーズの製品である「ペダループ」の評価も高まり、自転車の転倒や自動車との接触事故を防ぐ製品として採用が増加しております。さらに、当社無電柱化製品「D.D.BOX」「S.D.BOX」に関連して、東京都知事も推進しております「無電柱化」への取り組みにつきましても、今後ますます促進されることが期待されます。また、環境対策製品である「ヒュームセプター」におきましては、油水分離桝・ノンポイント汚染対策として高速道路（NEXCO設計要領に準拠）、国道、都道府県道等の交通量の多い道路や工場、商業施設等に幅広く採用されており、採用実績は順調に増加しております。

不動産関連事業におきましては、安定的な利益確保の目的により、前事業年度から当事業年度にかけて、新たに収益不動産物件（事業用店舗、賃貸マンション）を購入いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は30億52百万円（前事業年度比3.7％減）、営業利益は１億13百万円（同8.0％減）、経常利益は１億円（同11.9％減）、当期純利益は86百万円（同32.9％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、賃貸マンションの土地、建物の購入及び建物の改装費用、製造用の型枠や機械設備等であり、その総額は４億87百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、総額５億33百万円の借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期といたしましては、次期経営方針として前事業年度に引き続き、「原点は、小さくて強い会社。」という創業70周年を迎えることへの原点に立ち返った社内スローガンを掲げております。このような方針の基、当社が参入すべき分野は、次のとおりであります。

① インフラ老朽化対策の推進（道路の老朽化対策）
② 無電柱化の推進（通学路・緊急輸送道路）
③ 生活道路・通学路の安全対策（自転車・歩行者中心の空間づくり）
④ 自転車の利用環境の整備（自転車道・自転車専用通行帯）
⑤ 頻発する局地的な豪雨（ゲリラ豪雨への対応）

また、当社は、おかげさまで2020年12月25日をもちまして創業70周年を迎えました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。今後も、「魅力ある企業」として輝き、ステークホルダーの皆様から信頼いただけるよう、さらに努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第　69　期 2018年３月期	第　70　期 2019年３月期	第　71　期 2020年３月期	第72期(当期) 2021年３月期
売上高（千円）	2,687,702	2,853,468	3,169,912	3,052,071
経常利益（千円）	26,938	50,249	113,981	100,428
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	212,542	△314,745	128,905	86,449
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	71.18	△105.40	43.17	28.95
総資産（千円）	4,246,498	4,221,995	4,887,689	5,454,235
純資産（千円）	3,147,750	2,792,447	2,886,103	2,955,536

（注）1.　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2.会社の株式に関する事項」に記載しております。

2.　第69期は、環境対策商品の受注の押し上げにより、売上高は第68期を3.8％上回っております。

第70期は、環境対策商品の受注の押し上げ及び建築設備機器関連事業における中・大型の公共事業案件の受注により、売上高は第69期を6.2％上回っております。

第71期は、環境対策商品の受注の押し上げ及び不動産関連事業における収益不動産管理物件の購入により、売上高は第70期を11.1％上回っております。

第72期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区　分	主　要　製　商　品　等
コンクリート関連事業	道路関連製品、バイコンパイプ、バイコンマンホール、 ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連事業	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、 メンテナンス
不動産関連事業	自社所有不動産の賃貸、管理

（注）　コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をバイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このバイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「バイコン」の名を冠しております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 本　　店　神戸市中央区中山手通五丁目１番３号

② 営業所及び工場

大阪本部	大阪市北区	加西工場	兵庫県加西市
大阪営業所	大阪市北区	多紀製造所	兵庫県丹波篠山市
東京支店	東京都中央区		
神戸営業所	神戸市中央区		
岡山営業所	岡山市北区		

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138名	６名	43.1歳	11.0年

（注）1.　上記従業員数は就業人員数であります。
　　2.　平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社　りそな銀行	429,394千円
株式会社　三井住友銀行	300,000千円
株式会社　京都銀行	264,821千円
株式会社　三菱UFJ銀行	178,536千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　14,270,000株

② 発行済株式の総数　3,568,000株

③ 当事業年度末の株主数　1,815名（前期末比140名増）

④ 大　株　主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
畑中千弘	760,400	23.5
伊藤泰博	354,500	10.9
畑中浩太郎	320,100	9.9
畑中雄介	320,100	9.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	247,600	7.6
栗岡千絵	163,900	5.0
伊藤友紀	163,700	5.0
畑中浩	48,000	1.4
SMBC日興証券株式会社	31,200	0.9
東京海上日動火災保険株式会社	20,000	0.6

（注）1. 上記の株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものであります。

2. 当社は、自己株式333,903株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付で合併により株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑　中　　浩	経営管理本部長
常務取締役	髙　岡　薫　生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
取締役執行役員	伊　藤　量　哉	インフラ事業本部長 兼 コンクリート営業部長
取締役執行役員	佐　藤　勝　也	インフラ事業本部長 兼 建築設備部長
取締役執行役員	畑　中　浩太郎	開発本部副本部長
取締役執行役員	畑　中　雄　介	インフラ事業本部副本部長 兼 社長室長
取締役	岡　　博	
取締役	吉　田　　史	司法書士
監査役（常勤）	鑄　方　徳　亮	
監査役	喜　多　秀　樹	弁理士
監査役	畑　山　直　久	公認会計士、税理士

(注) 1. 取締役岡博及び吉田史の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役喜多秀樹及び畑山直久の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役畑山直久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は当該保険契約によっても填補されません。

当該保険契約の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である取締役及び監査役による負担はありません。なお、当事業年度において、当該保険契約の対象となる損害賠償請求を受けた実績はございません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針

当社の取締役の主な職務は、業務執行の監督及び企業価値を高めることであることから、取締役の報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させること、及び中長期的観点で企業価値を向上させ株主利益と連動することを主眼に決定し、取締役会において決議します。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金の２種類で構成しております。ただし、取締役兼務執行役員、社外取締役及び社外監査役は、業務執行から独立した客観的立場から経営を監督及び助言する立場を担うことから、その報酬は固定報酬としての基本報酬のみの構成としております。

② 基本報酬(金銭報酬)及び退職慰労金の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額を上限として、代表取締役社長　畑中　浩に一任する旨を2021年１月29日開催の取締役会において決議し、代表取締役社長が決定します。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。なお、代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を総合的に評価し、報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、事前の管理部長との協議に基づきその具体的内容について多角的な検討を行い、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、取締役兼務執行役員、社外取締役を除く取締役に対する退職慰労金については、当社「役員規程」に基づき、歴任した役位ごとの最終報酬月額に、役位別在任年数と役位別功績倍率を乗じて得た額の累計額（上限の定めあり）に在任期間中の功績などを勘案し、株主総会により支給の旨決議します。具体的金額、支給時期及び方法等については取締役会から委任を受けた代表取締役社長　畑中　浩がこれを決定し、退任時に一括して支給し、また、在任期間中の各事業年度においてこれを積立引当金として計上します。

監査役の基本報酬は、株主総会決議に係る総額の範囲内で、監査役会における協議により決定します。

③　業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の制度はありません。

④　金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の制度は存在しないため、基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

当社の取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第65回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議し、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名であります。

また、当社の監査役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議し、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役	63,091	51,891	11,200	—	8
(うち社外取締役)	(3,300)	(3,300)	(—)		(2)
監査役	8,250	7,800	450	—	3
(うち社外監査役)	(2,400)	(2,400)	(—)		(2)

(注) 1.　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡博氏及び吉田史氏、社外監査役喜多秀樹氏及び畑山直久氏は、いずれも重要な兼職はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	岡　博	当事業年度開催の取締役会８回のうち６回（75%）出席し、議案審議等につき、経験豊富な企業経営者の観点から必要な発言を行い、重要な役割を果たしております。
取締役	吉田　史	2020年６月の就任後、当事業年度開催の取締役会６回のすべてに出席し、議案審議等につき、会社法等の企業法務に関する高度な知見の観点から必要な発言を行い、重要な役割を果たしております。
監査役	喜多秀樹	当事業年度開催の取締役会８回のうち６回（75%）出席し、主に弁理士としての専門的見地から、適宜発言及び質問を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会６回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	畑山直久	当事業年度開催の取締役会８回のうち６回（75%）出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言及び質問を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会６回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アイ・ピー・オー

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	16,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従来の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任若しくは不再任の決定を行います。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,550,836**	**流動負債**	**1,316,629**
現金及び預金	783,096	支払手形	396,012
受取手形	358,159	買掛金	140,065
電子記録債権	175,697	短期借入金	400,000
売掛金	403,448	1年内返済予定の長期借入金	58,532
完成工事未収入金	364,362	未払金	64,470
商品及び製品	400,460	工事未払金	143,721
原材料及び貯蔵品	49,044	未払費用	9,231
前払費用	9,876	未払法人税等	8,236
その他	6,730	預り金	14,913
貸倒引当金	△39	リース債務	6,838
固定資産	**2,903,399**	賞与引当金	45,000
有形固定資産	**2,701,198**	その他	29,607
建物	769,652	**固定負債**	**1,182,070**
構築物	29,893	長期借入金	714,219
機械装置	27,444	長期未払金	27,000
車両運搬具	510	繰延税金負債	97,346
工具、器具及び備品	17,605	役員退職慰労引当金	35,850
土地	1,849,044	退職給付引当金	135,280
リース資産	6,584	リース債務	12,539
建設仮勘定	464	資産除去債務	132,256
無形固定資産	**11,372**	その他	27,578
ソフトウェア	2,074	**負債合計**	**2,498,699**
電話加入権	824	**純資産の部**	
リース資産	8,473		
投資その他の資産	**190,829**	**株主資本**	**2,905,769**
投資有価証券	103,028	**資本金**	**500,000**
破産更生債権等	36,327	**資本剰余金**	**249,075**
長期前払費用	10,487	資本準備金	249,075
その他	77,313	**利益剰余金**	**2,374,504**
貸倒引当金	△36,327	利益準備金	61,400
資産合計	**5,454,235**	その他利益剰余金	2,313,104
		固定資産圧縮積立金	188,606
		別途積立金	1,920,000
		繰越利益剰余金	204,497
		自己株式	**△217,809**
		評価・換算差額等	**49,766**
		その他有価証券評価差額金	49,766
		純資産合計	**2,955,536**
		負債及び純資産合計	**5,454,235**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,052,071
売上原価		2,102,621
売上総利益		949,449
販売費及び一般管理費		835,857
営業利益		113,592
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,531	
スクラップ売却益	171	
その他	4,233	7,936
営業外費用		
支払利息	4,338	
為替差損	95	
租税公課	11,895	
その他	4,769	21,099
経常利益		100,428
特別利益		
固定資産売却益	654	
投資有価証券売却益	167	821
税引前当期純利益		101,250
法人税、住民税及び事業税	17,382	
法人税等調整額	△2,581	14,800
当期純利益		86,449

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社イトーヨーギョー
　取締役会　御中

監査法人アイ・ピー・オー
大阪府大阪市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　日　野　利　泰　㊞

業務執行社員　公認会計士　梅　田　浩　章　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イトーヨーギョーの2020年４月１日から2021年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アイ・ピー・オーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

株式会社イトーヨーギョー　監査役会

常勤監査役　鑄　方　徳　亮　㊞

監　査　役　喜　多　秀　樹　㊞

監　査　役　畑　山　直　久　㊞

（注）　監査役喜多秀樹及び監査役畑山直久は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルビナリオ梅田　本館２階「太陽の間」
電話　06（6373）1111

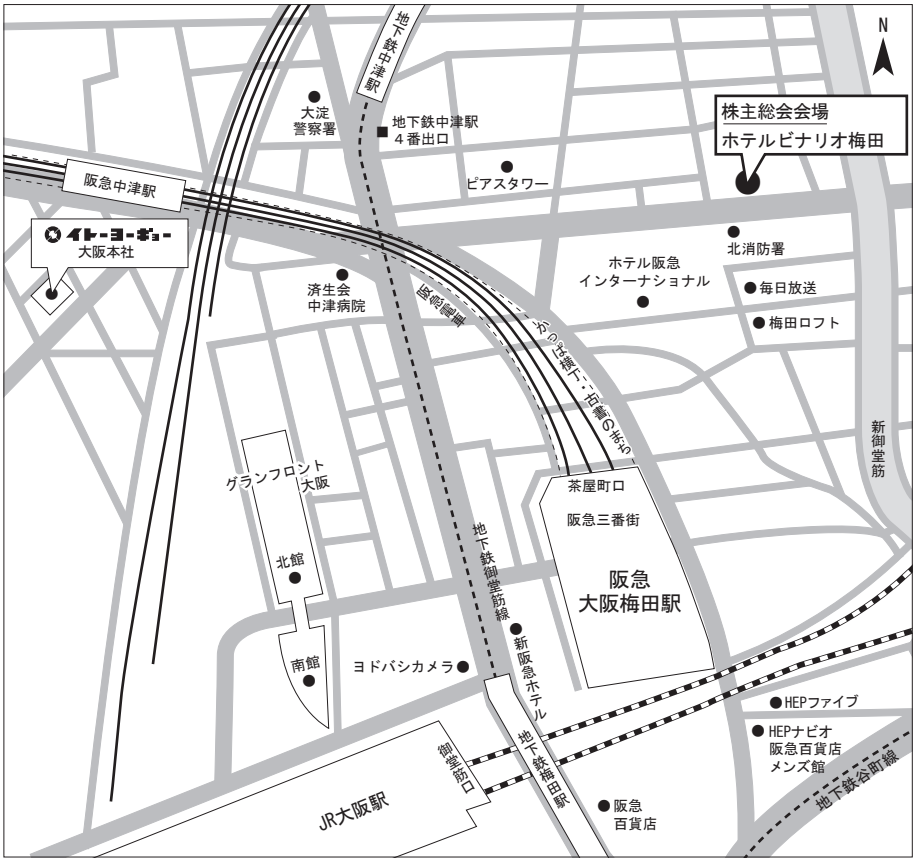

［交通のご案内］
●地下鉄御堂筋線「中津駅」４番出口より徒歩約５分、「梅田駅」より徒歩約10分
●阪急電車「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩約５分
●ＪＲ「大阪駅」御堂筋北口より徒歩約10分
※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。